

1 目的

県民の利便性向上と行政事務の効率化を図る

2 基本方針

法定手続に係る国の見直しに合わせて、全ての県独自手続についても原則として押印・書面・対面を廃止し、最終的にはオンライン化を目指す

※「オンライン化」の定義

- ・役所へ出向くことなく、または書面を郵送することなく、パソコン等により手続ができること
- ・手続に用いる方法には、各手続専用のシステムのほか、電子メール等の簡易な方法も含む

3 見直しの視点

（1）手続自体の必要性の見直し

- ・各手続の目的や申請者の負担等に鑑み、手続自体の必要性をその目的に照らして根本から検討する

（2）オンライン化の妨げとなる押印・書面・対面・添付書類の見直し

- ・**押印**について、それを求める趣旨の合理性や、手続前後を含む事務プロセスの中での本人確認や文書の真正性確認を行う手段を検討の上、原則廃止する
- ・**書面**（紙に印刷した状態での提出）の義務付けについて、書面に限ることの必要性を再検討する
- ・**対面**による相談・審査・指導、現物の持参等を伴う手続について、対面等が手続と一体のものとして真に必要なかどうかを再検討する
- ・**添付書類**について、手続の目的に照らして真に必要なものに限るほか、既に把握している情報に関する再提出を無くすなどの見直しを行う

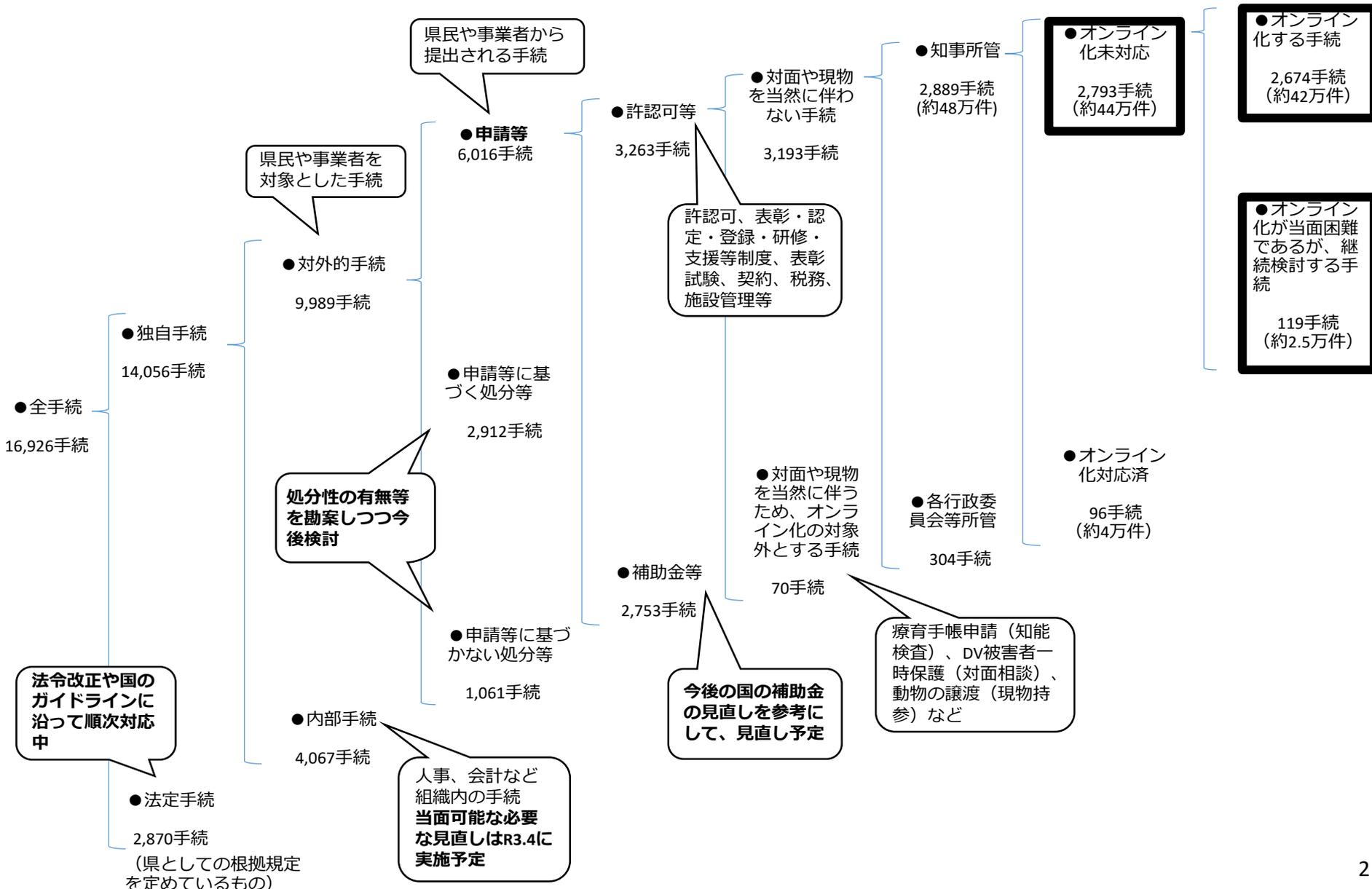
（3）可能なものはオンライン限定に移行

- ・手続の対象者にパソコンを不得意とする方等を含むものは、オンライン化後も当面は書面による手続を可能とし、両者の方法を併用していく必要があるが、県側における事務の煩雑化による事務負担の増大や事務処理の遅延・誤りを防止することにも留意する必要がある、そのための方策を講じつつ進める
- ・対象者が市町村や特定の事業者であるなど、オンライン化への対応が容易であることが明らかな手続は、オンライン手続のみに移行していく

4 行政手続の全体像と当面の取組対象

※手続数等は、令和2年10月及び12月の調査に基づき算出

= 当面の取組対象



5 当面の取組方針（R3.3現在）

（1）オンライン化する手続数

- ・国における見直しと同様、まず申請等のうち許認可等の手続を対象とし、見直しに取り組む
- ・対象となる**2,793手続中、2,674手続（95.7%）を5年以内にオンライン化**

（参考）押印を必要としてきた全1,835手続のうち1,666手続（90.8%）で廃止

- ・「オンライン化が当面困難であるが、継続検討する手続」は119手続（4.3%）
- ・2,674手続のうち**146手続は、紙による申請を廃止し、オンライン申請に限定**

（2）オンライン化の主な手法（活用する申請基盤） ※重複計上あり

国の専用・汎用申請基盤を活用	188手続（7.0%）
県の専用・汎用申請基盤を活用	1,050手続（39.3%）
電子メール	2,195手続（82.1%）

（3）目標年次

1年以内（令和3年度末までに）	1,225手続（45.8%）
※条例改正が必要なものは、令和3年6月議会に改正案を提出 それ以外で早急に対応できるものは、原則として令和3年4月から見直し	
3年以内	691手続（25.8%）
5年以内	655手続（24.5%）

(5) オンライン化を進める手続の例

手続の種類	手続の例			
	手続名	年間件数 (R元)	オンライン化の手法	目標年次
会計関係手続	県の契約に係る見積書、納品書、請求書	〔参考値〕 消耗品の支出金調書 約23,000件	電子メールでも受付	1年以内 (R3.4.1)
県税関係手続	個人住民税（利子割・配当割・株式等譲渡所得割）の納入申告	約19,000件	県の専用基盤を活用 (eLTAX)	1年以内 (R3.10)
入札関係手続	入札参加資格申請書（更新）	約3,440件	県の汎用基盤を活用	3年以内
公文書公開関係手続	公文書公開請求書	約2,000件	県の汎用基盤を活用	5年以内
許認可等手続	土砂等搬入届 【埋立条例】	約1,900件	県の汎用基盤を活用	5年以内

※上記5手続は、いずれもオンライン申請以外の紙による申請も引き続き可能

(6) オンライン化が当面困難であるが、継続検討する手続の例

※法定手続のうち押印を残すこととされた手続の考え方も参考にした

- ・ 第三者の意思や証明を書面で確認するもの
 ≪手続例≫ 代替地の売渡承諾書（申請者とは別の第三者の意思を書面（押印＋印鑑証明）で確認）
 県営住宅入居に関する手続（連帯保証人の意思を書面（押印＋印鑑証明）で確認）
- ・ 第三者が手続自体に関与するもの
 ≪手続例≫ 預金口座振替依頼書（金融機関に対する届出印が必要）

6 今後の取組の重点

(1) 「オンライン化が当面困難であるが、継続検討する手続」(119手続)の精査

- ・類似する法定手続の見直しの動向や、他の独自手続にかかる取組結果等を踏まえ、オンライン化に向けて引き続き検討していく

(2) 県が発出する通知等の見直し

- ・県民からの申請等に対して県が発出する通知等の手続についても、公印の押印を省略可能な文書を拡大（法令上押印が求められていない文書、専用システムで交付する文書等）した上で（令和3年4月1日から県公文書規程を改正）、オンライン化に向けた検討を進めていく

(3) 補助金事務の見直し

- ・国においては、先行して実施された行政手続の押印見直しとは別に、補助金についても一部府省で押印の省略や電子メール化の動きが出始めたところ
- ・また、経済産業省が自治体でも活用可能な補助金用の汎用基盤「J Grants」を提供し始めたところ（本県では未活用）
- ・県においても、前述の行政手続とは別に407本の県単補助金があり、「交付申請書」「交付決定通知」「実績報告書」「額の確定通知」「交付請求書」をはじめとする約20種類の手続を、岐阜県補助金等交付規則及び各補助金交付要綱により規定している
- ・今後の国や他県の取組を参考にしつつ、県単補助金についてもオンライン化に向けた検討を進めていく

(4) 行政手続の事務処理プロセスの見直し

- ・「申請等」のオンライン化等により県民の利便性向上を図ることと並行して、受付、審査、決裁、通知、文書保管等にわたる県内部における一連の事務処理プロセスについて、RPA等の技術も活用しながら、より確実に効率的なものに見直していく

【参考】 県独自手続における各部局等のオンライン化方針

	申請等手続								
	手続数 a	オンライン化実施済		オンライン化未対応					
		手続数 b	割合% [b/a]	オンライン化する手続		オンライン化が当面困難であるが、継続検討する手続		手続数 e	割合% [e/c]
			手続数 c	割合% [c/a]	手続数 d	割合% [d/c]			
知事直轄	14	0	0%	14	100%	14	100%	0	0%
総務部	353	6	2%	347	98%	332	96%	15	4%
清流の国推進部	191	14	7%	177	93%	177	100%	0	0%
危機管理部	35	1	3%	34	97%	34	100%	0	0%
環境生活部	448	30	7%	418	93%	416	100%	2	0%
環境生活部県民文化局	161	1	1%	160	99%	153	96%	7	4%
健康福祉部	405	1	0%	404	100%	396	98%	8	2%
健康福祉部子ども・女性局	112	10	9%	102	91%	94	92%	8	8%
商工労働部	208	0	0%	208	100%	200	96%	8	4%
商工労働部観光国際局	43	2	5%	41	95%	41	100%	0	0%
農政部	328	0	0%	328	100%	314	96%	14	4%
林政部	214	9	4%	205	96%	203	99%	2	1%
県土整備部	153	22	14%	131	86%	116	89%	15	11%
都市建築部	156	0	0%	156	100%	128	82%	28	18%
都市建築部都市公園整備局	35	0	0%	35	100%	35	100%	0	0%
出納事務局	33	0	0%	33	100%	21	64%	12	36%
小計	2,889	96	3%	2,793	97%	2,674	96%	119	4%
労働委員会	6	0	0%	6	100%	6	100%	0	0%
議会	30	1	3%	29	97%	29	100%	0	0%
選挙管理委員会	10	0	0%	10	100%	10	100%	0	0%
人事委員会	29	0	0%	29	100%	29	100%	0	0%
監査委員	1	0	0%	1	100%	1	100%	0	0%
教育委員会	228	52	23%	176	77%	176	100%	0	0%
小計	304	53	17%	251	83%	251	100%	0	0%
合計	3,193	149	5%	3,044	95%	2,925	96%	119	4%